○国土交通省告示第七百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒川内川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市御池町

五三九二番五七　一号

五三九二番三四　二号から四号まで

霧島国有林

二二九林班

い小班　五号から二十二号まで

五三九二番一八四　二十三号から二十五号まで

五三九二番三七　二十六号から三十七号まで

五三九二番五五　三十八号及び三十九号

○国土交通省告示第七百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒川内川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成八年建設省告示第千三百三十号で指定した同号十二に掲げる土地の区域を除く。）

宮崎県都城市御池町

五三四八番一四五　一号及び二号

五三四八番九八　三号

五三四八番一四三　四号及び五号

五三四八番一四四　六号から八号まで

五三四八番二一一　九号

五三四八番二四四　十号から十四号まで

五三四八番二一〇　十五号から十九号まで

五三四八番四〇五　二十号から二十七号まで

霧島国有林

二三一林班

イ小班

ろ小班

に小班

二三〇林班

と小班

ほ小班

へ小班

に小班

二二九林班

る小班

五三九二番一二四　二十八号

五三九二番二　二十九号から三十四号まで

五三九二番八七　三十五号から四十一号まで

二三〇林班

と小班

四十二号から四十八号及び五十一号から五十四号まで

四十九号及び五十号

五十五号から五十八号及び六十二号から六十八号まで

五十九号から六十一号まで

六十九号から七十一号まで

七十二号

七十三号から七十九号まで

八十号

○国土交通省告示第七百十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1154	水セメント比と最小かぶり厚さの特別な組み合わせによるプレキャスト鉄筋コンクリートを用いる構造方法に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	大洋ヨーコン建設株式会社	愛知県名古屋市中川区西日置町十丁目225番地	平成24年6月1日

○海上保安庁告示第百四十九号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、大阪船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年六月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

大阪船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示

（大阪船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第一条　大阪船舶通航信号所に関する告示（昭和六十年海上保安庁告示第七十号）の一部を次のように改正する。

電波の型式、周波数及び空中線電力又は海岸局識別の項通報用の項を次のように改める。

通報用	○○四三一○五○五（大阪北港送受信所） ○○四三一○五○六（江埼送受信所）

通報に使用する用語の項を次のように改める。

通報又は通信に使用する用語	一　無線電話による場合 日本語 二　船舶自動識別装置による場合 英語

通信に使用する用語の項を削る。

通報事項の項及び通報時間の項を次のように改める。

通報事項	浜寺航路、堺航路、内港航路及び安治川航路（それぞれ港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号。以下「規則」という。）別表第二に掲げる阪神港の浜寺航路、堺航路、内港航路及び安治川航路をいう。）並びに阪神港堺泉北区及び大阪区（それぞれ規則別表第一に掲げる阪神港の区域をいう。）（以下「港内」という。）における次の事項 一　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況 二　船舶の交通の制限又は禁止の状況 三　航路標識の異常の状況 四　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況 五　その他船舶の航行の安全上必要な事項
通報時間	適時

記事の項第一号中「通報時間」を「通報容量」に改める。

○国土交通省告示第七百十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1158	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）ウィスティリア伝馬町」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	フジ都市開発株式会社	静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目7番37号	平成24年5月29日